

## 短時間労働者に対する雇用率の適用について

### 1. 障害者雇用問題研究会報告書における指摘事項

障害者の多様な働き方の選択肢として、短時間労働は重要である。障害特性を踏まえた短時間労働はもとより、今後は、長く企業に在籍した障害者が加齢に伴い、フルタイムから短時間労働へ移行するといったことも考えられるところである。

現行の障害者雇用促進法は、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働について、重度の身体障害者、知的障害者について特例的に実雇用率に算定しているのみであるが、障害者の多様な働き方の選択肢を準備し、主体的に選択が可能となるような環境づくりを行う観点からは、これを特に重度障害者に限定することなく、重度以外の身体障害者、知的障害者にも適用し、フルタイム労働との差異を踏まえつつ現行の重度障害者のみの特例的な適用から法定雇用率の算定上にも身体障害者、知的障害者の短時間労働を反映させることが考えられる。また、納付金等の算定に当たっても同様の取扱いとすることが考えられる。

【障害者雇用問題研究会（抄）】

## 2. 身体障害者・知的障害者の短時間労働者の雇用率上の取扱い(現行)

### (1) 障害程度と雇用率適用の有無

		30時間以上	20～30時間
身体障害者	重度		
	重度以外		
知的障害者	重度		
	重度以外		

・ ・ダブルカウント

### (2) 実雇用率算定にあたっての取扱い

$$\text{実雇用率} = \frac{\begin{aligned} & \text{雇用する重度以外の身体・知的障害者の常用労働者数} \\ & + (\text{雇用する重度身体・知的障害者の常用労働者数}) \times 2 \\ & + \text{雇用する重度身体・知的障害者の短時間労働者数} \end{aligned}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

### (3) 法定雇用率算定にあたっての取扱い

$$\text{障害者雇用率 (法定雇用率)} = \frac{\begin{aligned} & \text{重度以外の身体・知的障害者の常用労働者数} \\ & + (\text{重度身体・知的障害者の常用労働者数}) \times 2 \\ & + \text{重度以外の身体・知的障害者の失業者数} \\ & + (\text{重度身体・知的障害者の失業者数}) \times 2 \end{aligned}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

(参考)

身体障害者・知的障害者の短時間労働者の実態

(%)

		30 時間以上	20 ~ 30 時間 未満	20 時間 未満	未記入	合計
		重度	身体	84.8	13.2	1.4
知的	50.9		2.4	0.0	46.8	100.0
重度以外	身体	93.6	4.2	1.3	0.9	100.0
	知的	86.5	4.4	0.2	8.9	100.0

(資料：平成 15 年度障害者雇用実態調査)